



県 章

滋賀県公報

平成 24 年 (2012 年)
3 月 16 日
号 外 (2)
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の38第 6 項の規定により、知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年 3 月16日

滋賀県監査委員	山	田	和	廣
"	平	居	新	司
"	山	田		実
"	谷	口	日	出
			夫	

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 滋賀県健康福祉部における障害者施策関連事業について
- 2 監査実施期間 平成22年 8 月11日から平成23年 2 月28日まで
- 3 監査結果報告年月日 平成23年 3 月10日
- 4 監査の結果および改善措置等の内容

(1) 障害者自立支援特別対策事業費について (障害者自立支援課)

ア 監査の結果

日本の障害者作品フランス展覧会開催事業費補助金において、旅費精算が不適切な事例 (鉄道運賃の計算誤り) が発見され、結果として補助金が5,740円過大交付されていた。

イ 改善措置等の内容

旅費精算の誤りにより過払いとなった5,740円について、平成22年度中に補助金額の再確定を行い、返還の手続きを完了しています。

今後は、補助事業者における旅費精算を含む補助対象経費の計算誤りがないよう指導に努めるとともに、県における補助金の履行確認、検査を一層適切に実施していきます。

(2) 障害者地域生活移行促進事業について (障害者自立支援課)

ア 監査の結果

県事業の一部を国庫補助金 (障害者自立支援対策臨時特例基金) で賄うことができる可能性を検討し、国と協議・交渉を行わなかったことは、「地方公共団体の収入は、適正且つ厳正に、これを確保しなければならない」という地方財政法第 4 条第 2 項の規定に抵触する可能性が高い。

イ 改善措置等の内容

国庫補助金 (障害者自立支援対策臨時特例基金) を当事業に活用できる可能性等について指摘されましたが、国の障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領第 3 - (1) - において「既に実施している事業について単に都道府県及び市町村の負担を軽減する事業」については対象としないと明記されており、本件場合は国庫補助金の対象とはならないと考えています。

今後とも、事業の実施に当たっては、国庫補助金の活用の可能性について、十分に検討し、必要な財源の確保に努めていきます。

(3) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金について (障害者自立支援課)

ア 監査の結果

補助金として支出する対象とすべきでない経費 (利用者の親族に対する香典や 1 人 3,000 円を超える昼食代) が含まれていた。

イ 改善措置等の内容

補助金を交付した事業所に対し過去に遡り調査を実施し、不適切な支出については、補助金の返還手続きを行っています。

また、これまで利用者へのサービス提供体制に重点をおいて事業所に対する実地指導を実施してきましたが、今後は、証憑書類も現地で確認することとし、補助対象に算入されている経費に不適切な支出がないかを点検し、補助金の適正な執行についての指導に努めます。

(4) 児童福祉施設の運営について (障害者自立支援課)

ア 監査の結果

平成 21 年度の決算において、信楽学園にかかる指定管理料の 4 割が余剰と見られ、指定管理料の金額設定は適切とは言えない。

イ 改善措置等の内容

指定管理料は、これまでから相当の縮減を図っているところですが、今後は、毎年度の決算内容をさらに詳細に分析、検証するなどし、次回の指定管理者の指定時において、指定管理料の設定に活用することとします。

(5) 精神医療センター負担金について (障害者自立支援課)

ア 監査の結果

県は固定資産の建設、購入にかかる財源だけでなく、その減価償却費も負担しており、固定資産の建設、購入にかかる金額を超えて負担すべきでない。

イ 改善措置等の内容

県は病院事業庁の固定資産に関し、保健衛生に関する行政として行われる事務に用いられる部分に限り、資本造成のため、その償還財源の一部と減価償却費の両方を負担しているものであり、こうした取扱いは、地方公営企業法、同法施行令および総務省の操出基準に沿ったものです。